【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年8月9日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　杉原　規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	酒井　隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）（以下「当ファンド」といいます。）

ただし、愛称として「ドルBOX」という名称を用いる場合があります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※　「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（5）【申込手数料】

①　取得申込金額(取得申込口数に発行価格を乗じた額)に、2.2%(税抜 2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。

② 「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

2024年8月10日から2025年2月10日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（９）【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

○　投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年１月４日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主として、ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ.主として、米国の債券市場３セクター（高格付け債・株式関連債・ハイイールド債）に分散投資します。
＊外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

Ⅱ.様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをする３つのセクターを効果的に組み合わせ、安定的なリターンの確保を目指します。

Ⅲ.マザーファンドの運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーが行います。

Ⅳ.毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として利子・配当等収益等を中心に分配を行います。

② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産（実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券）※1 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ※2 あり （　　） なし

※1　当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般）」です。

※2　「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

2001年12月３日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2007年１月４日	投資信託振替制度へ移行
2007年７月１日	当ファンドの名称を「富士ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」から「ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）」に変更
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

①　当ファンドの運営の仕組み

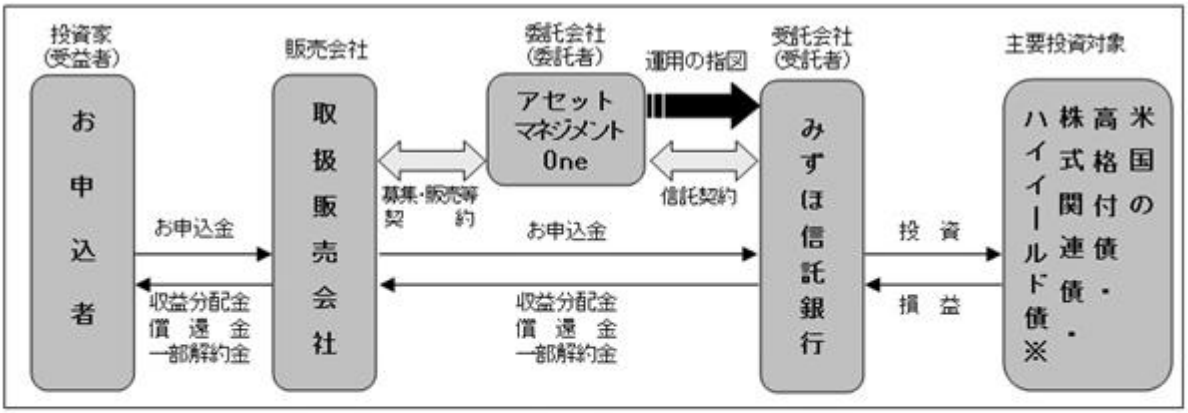

販売会社は委託会社との間で「受益権の取扱いに関する契約」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。
(1)受益権の募集の取扱い・販売
(2)受益者の請求に基づく一部解約事務
(3)受益者からの受益権の買取り
(4)受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
(5)受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
(6)受益者に対する運用報告書等の交付　等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※ 主要投資対象である米国の高格付債・株式関連債・ハイイールド債には、主として、ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドを通じて投資を行います。
※ 当ファンドが主要投資対象とするＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシー（以下「ロード・アベット社」といいます。）に委託します。

ロード・アベット社は、委託会社との「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

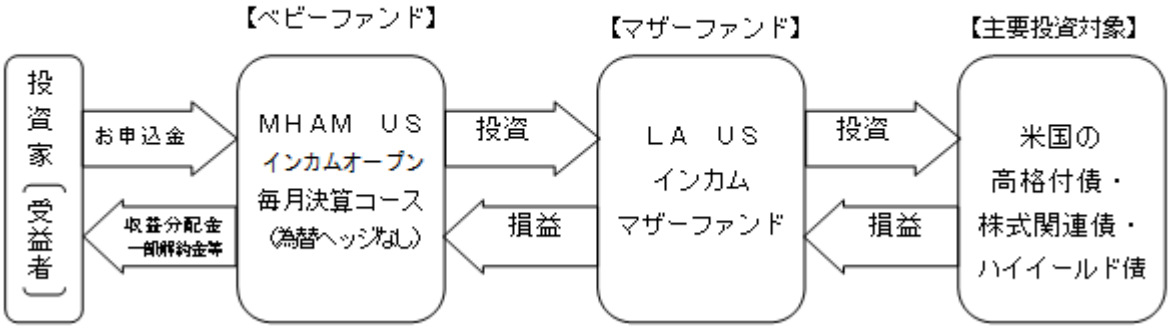

※　ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※　マザーファンドのほかに、債券等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額
20億円（2024年5月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2024年5月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。
※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

② 運用方法

1．主要投資対象

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等へ直接投資する場合もあります。

2．投資態度

ａ．主としてＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。

◆　主として、米国の債券市場３セクター（高格付債※1・株式関連債※2・ハイイールド債※3）に分散投資します。

マクロ経済分析・景気サイクル局面分析等を通じて経済の大きなトレンドを捉え、様々な景気・金利局面に応じて米国の債券市場３セクターの相対価値を判断し、これらを効果的に組合せることで中長期的な成長を目指します。

（主要投資対象とする３つのセクター）

３つのセクター	
高格付債	国債、政府機関債およびモーゲージ証券等、債券の元本や利息の支払いの確実性が高いものとして、格付会社から投資適格の格付※4を付与された債券のことをいいます。
株式関連債	転換社債等、株価との連動性が高い債券です。
ハイイールド債	事業会社等の発行する債券のうち、投資適格未満の格付（投機的格付）を付与されているもの等、高格付債に比べ信用度は低いが高い利回りで流通・発行されている債券です。

※1　高格付債とは、投資適格格付を付与されている債券で、主に米国の国債、モーゲージ証券、投資適格格付の社債等がこれにあたります。モーゲージ証券とはモーゲージ（不動産抵当貸付債権）を裏付けに発行される証券です。一般に高格付債は信用リスクが低く、流動性も高いといえますが、社債・モーゲージ証券等は高格付であっても国債等に比べて流動性は劣ります。

※2　株式関連債とは、転換社債（わが国の法令上は新株予約権付社債に区分されます。以下同じ。）や転換優先株式等を指します。これらには普通株式等への転換権が付与されているため、その価格は金利変動等による通常の債券としての価格変動のほか、株式の価格を反映して変動します。

※3　ハイイールド債とは、事業会社の発行者（発行体）が発行する債券のうち、投機的格付を付与されているもの、および格付を付与されていないがそれらと同等と判断される債券をいいます。

一般に、債券の利息及び元本の支払いは、発行体、あるいは債券の構造上の返済能力に依存すると考えられます。ハイイールド債はこれらの返済能力が上位格付の債券に比べて相対的に低いと考えられ、かつ多くの場合無担保で発行されています。したがって、市場においても通常、上位格付の債券に比べてより高い利回りで発行され流通しています。

ハイイールド債の市場価格は、他の債券と同様、金利変動等の種々の影響を受けますが、上位格付の債券と比べ、当該債券及びその発行体に関わる信用状況の変化の影響を、より大きく受ける可能性があります。

※4　格付とは、債券の元本や利息の支払いの確実性の度合いを示すものであり、S&P社やムーディーズ社などの格付会社によって格付けされる債券の信用度で、上位４つの格付であるBBB／Baa以上の格付（投資適格格付）を付与されている債券を高格付債、BB／Ba以下の格付（投機的格付）を付与されている債券をハイイールド債といいます。

※　当ファンドは格付のない債券に投資することもあります。

※　通常の状態では、高格付債、株式関連債、ハイイールド債への投資比率を高位に保つことを基本とします。ただし、投資環境に応じて基準価額の変動リスク低減のため必要と判断したとき、あるいはファンドの資金状況や一部解約への対応等のため必要と判断したときは、これらへの投資に代わり、一時的に短期金融商品等での運用を行うことがあります。

ｂ.原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動リスクがあります。

◆　当ファンドは、実質組入※外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、為替相場の変動の影響を受けます。

※　「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

ｃ.資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ｄ.マザーファンドの運用は、効率化を図るため、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

◆　マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③　ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資を行います。なお、マザーファンドにおける投資は、ロード・アベット社により以下のプロセスのもとで行われます。

米国の債券市場は高格付債、株式関連債及びハイイールド債の３つのセクターに分けることが出来ます。各セクターは、様々な景気・金利局面により、それぞれ異なる動きをします。こうした３つのセクターを効果的に組合せ、安定的なリターンの確保を目指します。

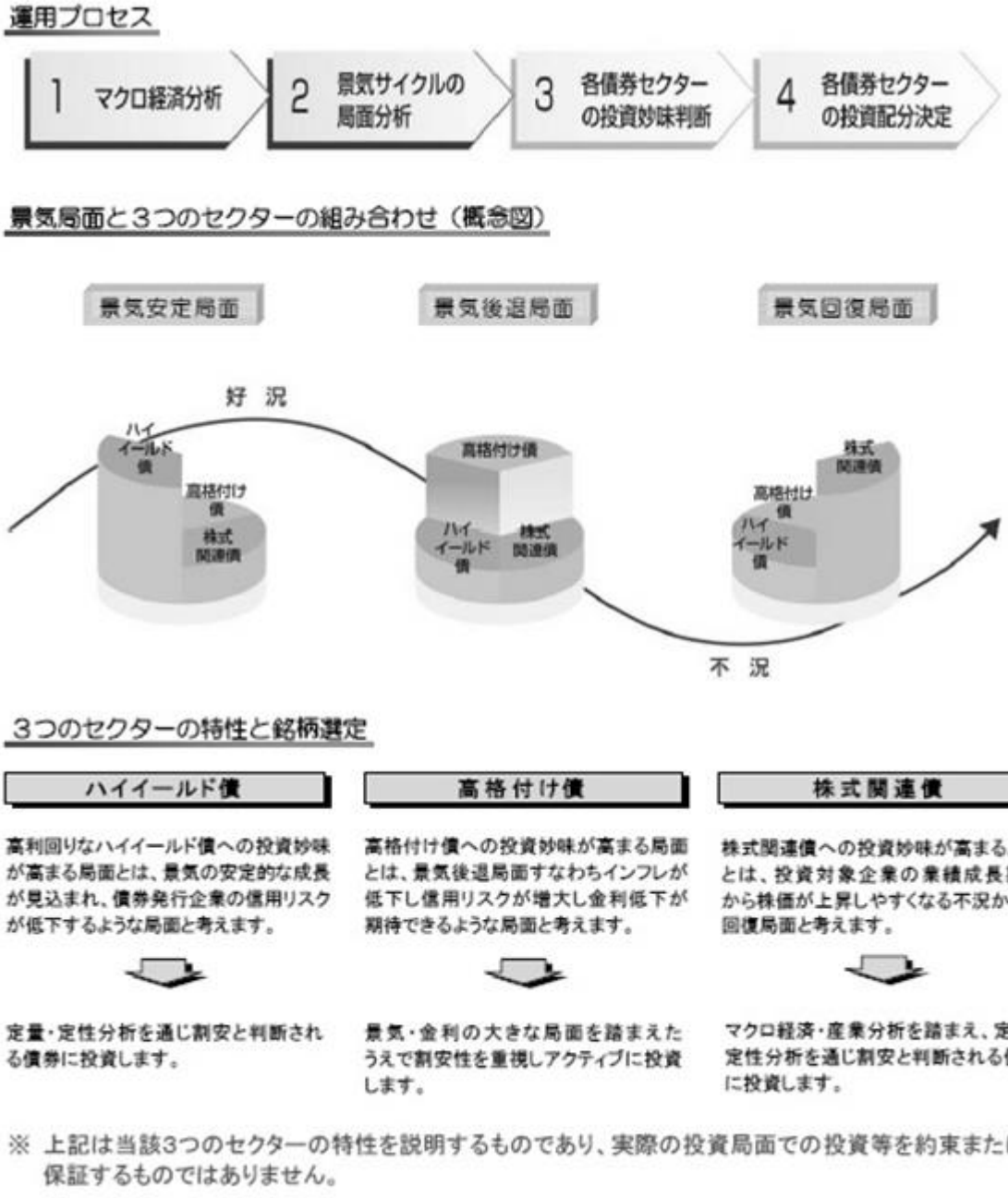

※　株式関連債およびハイイールド債への投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会を捉え、また、分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

※　株式への投資（転換社債等の転換等により取得するものを含みます。（以下同じ。））を行うことがあります。

※　組入債券がデフォルト（債務不履行）に陥った場合、原則として速やかに売却することを基本とします。

※　CCC（トリプルシー）/Caa（シーダブルエー）以下の格付（同等とみなされるものを含む）の株式関連債及びハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の20%以内とすることを原則とします。

※　同一企業の発行する株式関連債、ハイイールド債への投資は、合計で信託財産の純資産総額の10%以内とすることを原則とします。

※　米国以外の発行体が発行する米ドル建の株式関連債への投資は、投資する株式関連債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題（事情）よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。

※　米国以外の発行体が発行する米ドル建のハイイールド債への投資は、投資するハイイールド債全体の10%以内とすることを原則とします。なお、投資に際しては、その発行する国の問題（事情）よりも、その発行企業の信用を重視するものとします。

注)上記の投資制限は、市場環境の動向等に応じて変更される場合があります。

＜ロード・アベット社（Lord, Abbett & Co. LLC）について＞

設立：1929年
所在地：米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り30番地
運用資産：約1,991億米ドル（2024年3月末日現在）
米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

※　マザーファンドの投資プロセスは、ロード・アベット社の米国での永年にわたる運用実績に裏付けられた手法に基づいております。短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底し、中長期的に高いリターンの達成を目指しています。

（ロード・アベット社　債券運用の投資哲学）

・　インカムゲイン（金利収入）を重視し、総合収益の向上を目指します。
・　ロード・アベット社独自のインフレ、金融政策、景気サイクルに対する分析に基づき、投資債券の残存期間・セクターを決定します。

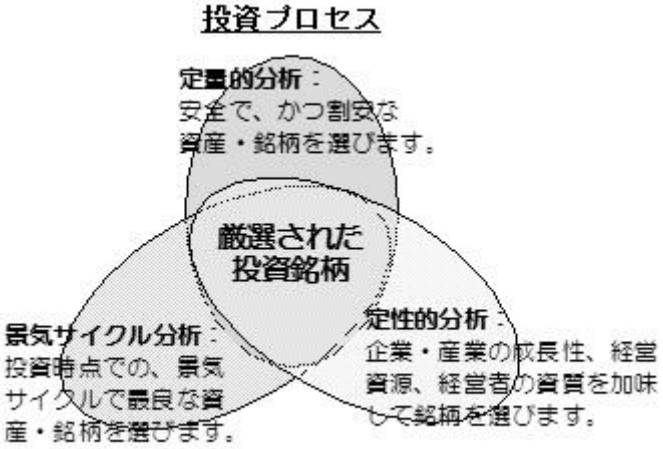

＊上記プロセスは、今後変更される場合があります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a.有価証券

b.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。）

c.金銭債権

d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

a.為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および８.において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記１．から７．の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記１.の証券または証書および前記８.の証券または証書のうち前記１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記２.から５.までの証券および前記８.の証券または証書のうち前記２.から５.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

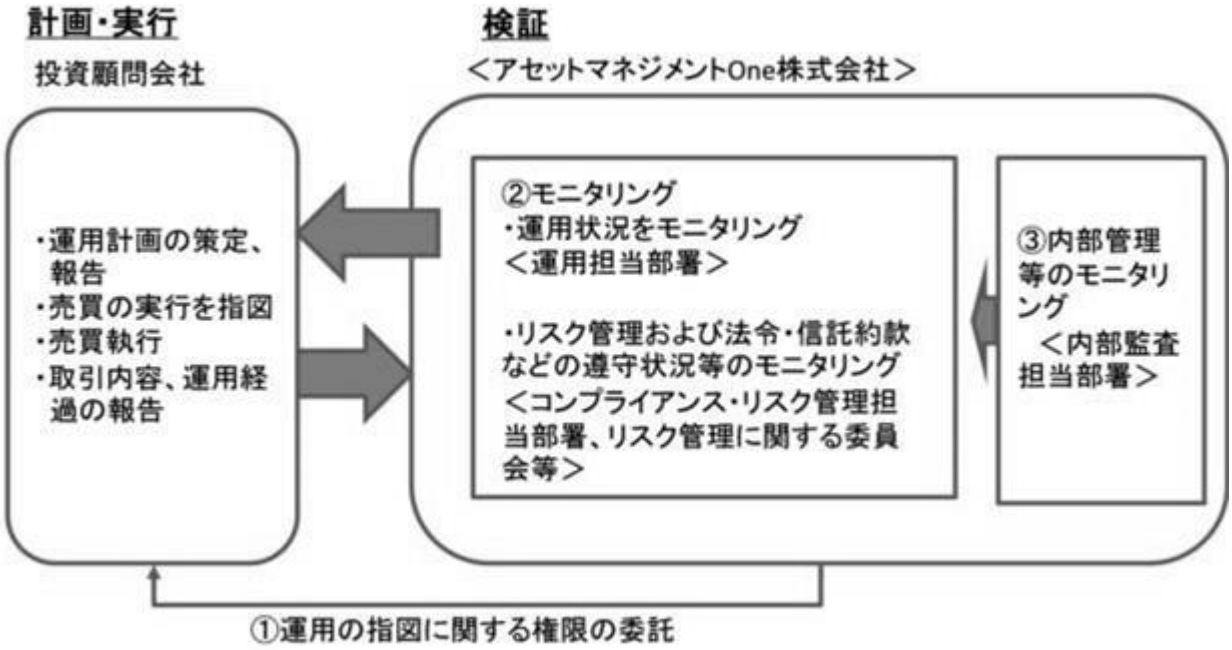

①　運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とするＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドはロード・アベット社に運用指図に関する権限を委託します。

ロード・アベット社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

＜ロード・アベット社の運用体制＞

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターンの達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎のポートフォリオマネージャーが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。担当ポートフォリオマネージャーは、運用対象資産を担当するリサーチアナリストからの情報に基づき運用を行います。また、他のポートフォリオマネージャーやリサーチアナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査は通常の業務プロセスの中で継続的に行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

※　なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時（原則として毎月10日、ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に分配を行います。ただし、基準価額水準によっては、売買益等が中心となる場合があります。

３．収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

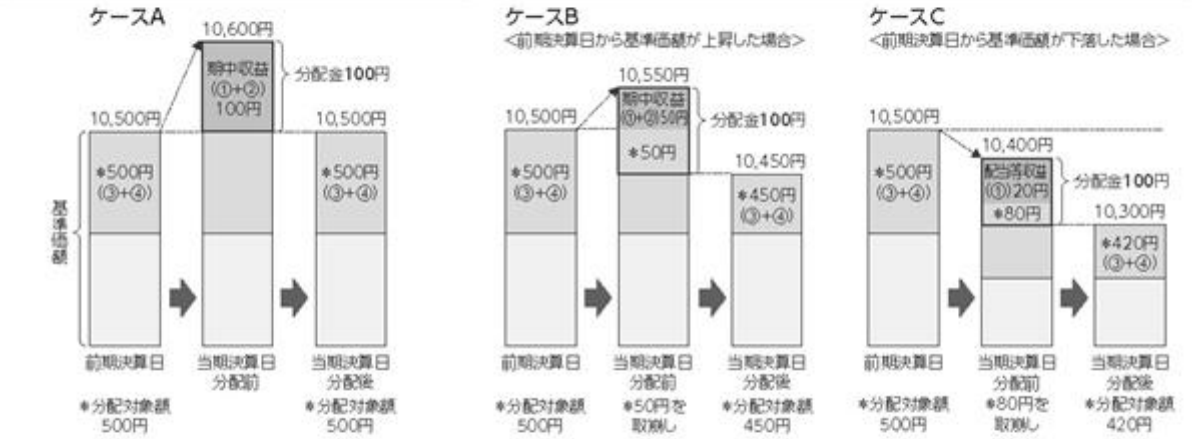

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

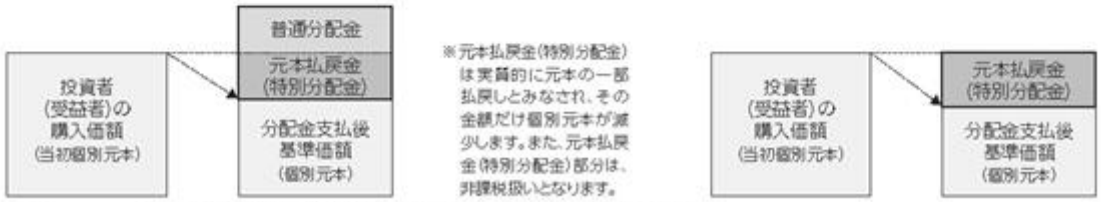

普通分配金　　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（５）【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

①　株式および新株引受権証券等(約款第22条、第23条および第24条)

１．委託会社は、信託財産に属する株式への実質投資割合※が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図はしません。

※　「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

２．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、約款「運用の基本方針」の範囲内で証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

②　転換社債等（約款第29条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。（両者および前記(2)投資対象②有価証券の指図範囲８．において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。））への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

③　外貨建資産（約款 運用の基本方針（3）運用制限、約款第31条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④　外国為替予約(約款第32条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤　信用取引（約款第25条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売り出しにより取得する株券

ｅ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ｆ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記ｅ．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥　信用リスク集中回避のための投資制限(約款第25条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦　デリバティブ取引等（約款第25条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧　有価証券先物取引等(約款第26条)

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象　③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象　③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象　③金融商品の指図範囲1．から4．に掲げる金融商品で運用している額（以下このｂ.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託

財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑨　スワップ取引(約款第27条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この３．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩　金利先渡取引および為替先渡取引(約款第28条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この３．において同じ。）が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計

額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪　有価証券の貸付(約款第30条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫　資金の借入れ(約款第39条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

３．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｂ．法令で定める投資制限

○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンドの投資方針および主な投資制限

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

２．運用方法

(1) 投資対象

米国の国債、アセットバック証券等の高格付債や転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として米国の国債、アセットバック証券等の高格付債、転換社債ならびに新株予約権付社債等の株式関連債およびハイイールド債に投資し、信託財産の中・長期的な成長をめざして運用を行います。

② 景気や金利の局面に応じ、高格付債、株式関連債、ハイイールド債の効果的な組合せを図ります。

③ 組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット社に委託します。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。

⑥ スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第17条の範囲で行います。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主としてＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
・投資信託は預貯金とは異なります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

①　金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

なお、当ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の変化の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることもあります。

②　株価変動リスク

投資する企業の転換社債価格や株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

転換社債等の株式関連債は、一般的に不況からの回復局面では、企業収益の回復によりその価値が増加し、景気後退局面では企業収益の悪化によりその価値が減少します。また、発行体の株価の変動により価格が変動することや、株式市場全体の相場変動によって価格が変動することがあります。株式への投資を行っている場合には、投資する企業の株価の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

③　信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。なお、当ファンドが投資対象とする公社債のうち、ハイイールド債は、信用度が高い高格付債と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付の引き下げ・引き上げ）により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④　為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤　流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑥　カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

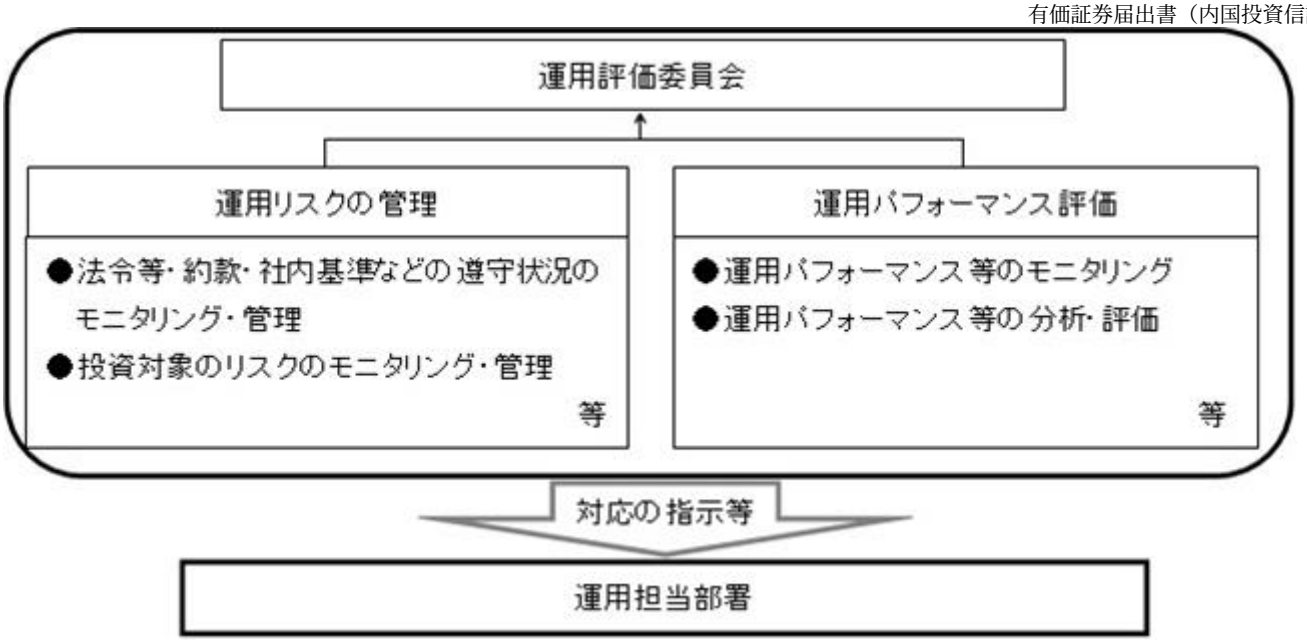

・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。

一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システム的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

※　上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

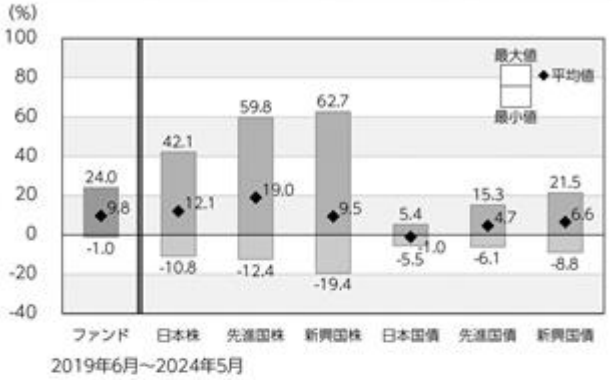

2019年6月～2024年5月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.80%	0.75%	0.10%

② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

③ マザーファンドの投資顧問会社であるロード・アベット社が受ける報酬は運用の対価等として、マザーファンドに投資するファンドから委託会社が受ける信託報酬より支払期日毎に支弁するものとし、当ファンドにかかるその報酬額は、当ファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た額とします。

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。
買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2024年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.89%	1.81%	0.07%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年11月11日~2024年5月10日
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

2024年5月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		4,402,078,284	99.07
	内　日本	4,402,078,284	99.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		41,346,477	0.93
純資産総額		4,443,424,761	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド

2024年5月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券		65,957,456	0.99
	内　アメリカ	32,929,761	0.50
	内　メキシコ	19,531,845	0.29
	内　コロンビア	13,495,850	0.20
社債券		6,378,831,466	96.08
	内　アメリカ	5,223,937,938	78.68
	内　イギリス	203,214,671	3.06
	内　カナダ	142,352,627	2.14
	内　オランダ	125,290,284	1.89
	内　バミューダ	107,787,803	1.62
	内　リベリア	70,599,813	1.06
	内　オーストラリア	67,890,834	1.02
	内　イスラエル	62,066,924	0.93
	内　パナマ	61,220,828	0.92
	内　ルクセンブルグ	51,613,685	0.78
	内　ケイマン諸島	40,869,533	0.62
	内　フランス	39,298,781	0.59
	内　スイス	36,903,379	0.56
	内　ドイツ	32,083,770	0.48
	内　デンマーク	31,419,136	0.47
	内　イタリア	31,013,936	0.47
	内　ジャージィー	30,246,819	0.46
	内　シンガポール	8,556,196	0.13
	内　イギリス領バージン諸島	7,236,245	0.11
	内　モーリシャス	5,228,264	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		194,263,465	2.93
純資産総額		6,639,052,387	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）新株予約権付社債券は社債券に含まれます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年5月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	607,904,312	7.2142 4,385,604,078	7.2414 4,402,078,284	－ －	99.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.07
合計	99.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド

2024年5月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	NATERA INC 2.25 05/01/27 アメリカ	社債券	26,959,280	180.24 48,594,102	291.09 78,478,464	2.25 2027/5/1	1.18
2	BOOKING HOLDINGS INC 0.75 05/01/25 アメリカ	社債券	36,206,940	192.56 69,720,185	199.57 72,259,002	0.75 2025/5/1	1.09
3	PIONEER NATURAL RESOURCE 0.25 05/15/25 アメリカ	社債券	22,413,820	295.69 66,275,670	293.14 65,704,992	0.25 2025/5/15	0.99
4	M/A-COM TECH SOLUTIONS 0.25 03/15/26 アメリカ	社債券	49,686,580	125.90 62,558,382	131.17 65,176,371	0.25 2026/3/15	0.98
5	POST HOLDINGS INC 2.5 08/15/27 アメリカ	社債券	59,247,720	111.84 66,262,701	109.79 65,053,996	2.5 2027/8/15	0.98
6	STRIDE INC 1.125 09/01/27 アメリカ	社債券	45,768,080	133.76 61,220,783	141.84 64,922,021	1.125 2027/9/1	0.98
7	IMPINJ INC 1.125 05/15/27 アメリカ	社債券	40,438,920	169.66 68,611,663	160.08 64,738,667	1.125 2027/5/15	0.98
8	GUIDEWIRE SOFTWARE INC 1.25 03/15/25 アメリカ	社債券	57,993,800	115.70 67,102,190	110.94 64,344,121	1.25 2025/3/15	0.97
9	NORTHERN OIL & GAS INC 3.625 04/15/29 アメリカ	社債券	51,880,940	125.97 65,359,025	121.27 62,918,609	3.625 2029/4/15	0.95
10	DRAFTKINGS INC 03/15/28 アメリカ	社債券	77,116,080	84.74 65,355,877	81.39 62,772,489	－ 2028/3/15	0.95

11	CYBERARK SOFTWARE LTD 11/15/24 イスラエル	社債券	42,790,020	163.31 69,882,920	145.04 62,066,924	－ 2024/11/15	0.93
12	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.0 11/13/30 アメリカ	社債券	62,696,000	88.91 55,744,615	88.28 55,353,273	4 2030/11/13	0.83
13	TYLER TECHNOLOGIES INC 0.25 03/15/26 アメリカ	社債券	49,216,360	108.22 53,262,383	105.99 52,169,341	0.25 2026/3/15	0.79
14	VISTRA OPERATIONS CO LLC 5.125 05/13/25 アメリカ	社債券	47,022,000	99.27 46,681,342	99.52 46,800,103	5.125 2025/5/13	0.70
15	BACARDI LTD 2.75 07/15/26 バミューダ	社債券	47,022,000	94.42 44,402,371	94.14 44,267,183	2.75 2026/7/15	0.67
16	CONTINENTAL RESOURCES 4.375 01/15/28 アメリカ	社債券	44,200,680	96.84 42,807,968	95.84 42,362,986	4.375 2028/1/15	0.64
17	AG ISSUER LLC 6.25 03/01/28 アメリカ	社債券	42,476,540	98.78 41,960,207	97.25 41,312,548	6.25 2028/3/1	0.62
18	UBS GROUP AG 01/12/29 スイス	社債券	39,185,000	94.66 37,093,528	94.17 36,903,379	3.869 2029/1/12	0.56
19	UNITED AIR 2020-1 A PTT 5.875 10/15/27 アメリカ	社債券	36,615,456	100.66 36,860,045	99.86 36,566,294	5.875 2027/10/15	0.55
20	MATADOR RESOURCES CO 5.875 09/15/26 アメリカ	社債券	36,520,420	99.21 36,233,369	99.92 36,491,857	5.875 2026/9/15	0.55
21	DELTA AIR LINES 2020-AA 2.0 06/10/28 アメリカ	社債券	40,279,734	89.09 35,888,850	90.02 36,262,704	2 2028/6/10	0.55
22	APACHE CORP 4.25 01/15/30 アメリカ	社債券	39,185,000	92.74 36,341,632	92.27 36,156,935	4.25 2030/1/15	0.54
23	CENTENE CORP 4.625 12/15/29 アメリカ	社債券	37,147,380	95.37 35,430,613	93.92 34,890,753	4.625 2029/12/15	0.53
24	ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6.0 08/15/25 リベリア	社債券	11,598,760	280.04 32,481,979	300.62 34,869,034	6 2025/8/15	0.53
25	GREENBRIER COS INC 2.875 04/15/28 アメリカ	社債券	30,250,820	114.12 34,523,718	113.56 34,354,343	2.875 2028/4/15	0.52
26	KRAFT HEINZ FOODS CO 3.875 05/15/27 アメリカ	社債券	34,482,800	97.66 33,678,527	96.51 33,280,593	3.875 2027/5/15	0.50
27	AUST & NZ BANKING GROUP 6.742 12/08/32 オーストラリア	社債券	31,348,000	107.53 33,710,607	105.84 33,180,119	6.742 2032/12/8	0.50
28	RENAISSANCERE FINANCE 3.7 04/01/25 アメリカ	社債券	33,699,100	97.84 32,971,950	98.30 33,129,118	3.7 2025/4/1	0.50

29	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 7.35 11/04/27 アメリカ	社債券	31,348,000	105.22 32,986,317	103.97 32,594,471	7.35 2027/11/4	0.49
30	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 5.25 05/15/30 アメリカ	社債券	39,185,000	83.37 32,670,779	82.70 32,409,310	5.25 2030/5/15	0.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年5月31日現在

種類	投資比率（%）
特殊債券	0.99
社債券	96.08
合計	97.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

（参考）
ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（参考）
ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
直近日（2024年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第26特定期間末 (2014年11月10日)	6,388	6,415	0.9615	0.9655
第27特定期間末 (2015年 5月11日)	6,022	6,046	0.9967	1.0007
第28特定期間末 (2015年11月10日)	5,502	5,525	0.9739	0.9779
第29特定期間末 (2016年 5月10日)	4,572	4,594	0.8379	0.8419
第30特定期間末 (2016年11月10日)	4,403	4,424	0.8370	0.8410

第31特定期間末 (2017年 5月10日)	4,622	4,643	0.9187	0.9227
第32特定期間末 (2017年11月10日)	4,709	4,735	0.9213	0.9263
第33特定期間末 (2018年 5月10日)	4,455	4,482	0.8509	0.8559
第34特定期間末 (2018年11月12日)	4,256	4,271	0.8493	0.8523
第35特定期間末 (2019年 5月10日)	3,580	3,593	0.8459	0.8489
第36特定期間末 (2019年11月11日)	3,423	3,435	0.8630	0.8660
第37特定期間末 (2020年5月11日)	3,403	3,415	0.8646	0.8676
第38特定期間末 (2020年11月10日)	3,613	3,625	0.9260	0.9290
第39特定期間末 (2021年5月10日)	3,600	3,611	0.9810	0.9840
第40特定期間末 (2021年11月10日)	3,682	3,693	1.0320	1.0350
第41特定期間末 (2022年5月10日)	3,696	3,707	1.0190	1.0220
第42特定期間末 (2022年11月10日)	4,105	4,116	1.0743	1.0773
第43特定期間末 (2023年5月10日)	3,935	3,946	1.0068	1.0098
第44特定期間末 (2023年11月10日)	4,156	4,167	1.0882	1.0912
第45特定期間末 (2024年5月10日)	4,442	4,453	1.1702	1.1732
2023年5月末日	4,037	－	1.0356	－
6月末日	4,192	－	1.0746	－
7月末日	4,044	－	1.0488	－
8月末日	4,144	－	1.0801	－
9月末日	4,143	－	1.0815	－
10月末日	4,066	－	1.0600	－
11月末日	4,154	－	1.0857	－
12月末日	4,114	－	1.0760	－
2024年1月末日	4,299	－	1.1179	－
2月末日	4,339	－	1.1358	－
3月末日	4,372	－	1.1488	－
4月末日	4,450	－	1.1754	－
5月末日	4,443	－	1.1733	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金（円）
第26特定期間	0.0240
第27特定期間	0.0240

第28特定期間	0.0240
第29特定期間	0.0240
第30特定期間	0.0240
第31特定期間	0.0240
第32特定期間	0.0270
第33特定期間	0.0300
第34特定期間	0.0280
第35特定期間	0.0180
第36特定期間	0.0180
第37特定期間	0.0180
第38特定期間	0.0180
第39特定期間	0.0180
第40特定期間	0.0180
第41特定期間	0.0180
第42特定期間	0.0180
第43特定期間	0.0180
第44特定期間	0.0180
第45特定期間	0.0180

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第26特定期間	12.46
第27特定期間	6.16
第28特定期間	0.12
第29特定期間	△11.50
第30特定期間	2.76
第31特定期間	12.63
第32特定期間	3.22
第33特定期間	△4.39
第34特定期間	3.10
第35特定期間	1.72
第36特定期間	4.1
第37特定期間	2.3
第38特定期間	9.2
第39特定期間	7.9
第40特定期間	7.0
第41特定期間	0.5
第42特定期間	7.2
第43特定期間	△4.6
第44特定期間	9.9
第45特定期間	9.2

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。
（注3）特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第26特定期間	14,015,012	620,978,768
第27特定期間	836,498	603,278,376

第28特定期間	7,242,919	399,299,778
第29特定期間	12,927,042	205,189,275
第30特定期間	1,521,182	198,459,748
第31特定期間	31,992,994	260,614,720
第32特定期間	299,783,791	220,318,464
第33特定期間	452,242,473	327,253,068
第34特定期間	77,095,418	301,687,673
第35特定期間	23,307,584	802,642,681
第36特定期間	47,248,625	312,857,505
第37特定期間	131,707,949	162,033,071
第38特定期間	303,543,055	337,597,544
第39特定期間	264,245,826	497,239,102
第40特定期間	297,573,720	398,774,951
第41特定期間	295,099,914	236,310,044
第42特定期間	351,104,958	156,862,447
第43特定期間	307,299,531	220,357,892
第44特定期間	85,704,894	174,990,458
第45特定期間	146,460,771	169,563,026

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

≪参考情報≫

データの基準日:2024年5月31日

基準価額・純資産の推移 《2014年5月30日～2024年5月31日》

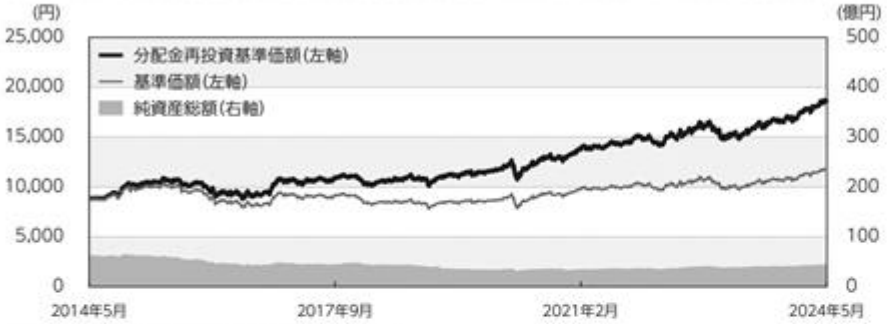

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2001年12月3日)

分配の推移(税引前)

2024年 1月	30円
2024年 2月	30円
2024年 3月	30円
2024年 4月	30円
2024年 5月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	10,120円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA　USインカムマザーファンド	99.07

■LA　USインカムマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
特殊債券		0.99
	内　アメリカ	0.50
	内　メキシコ	0.29
	内　コロンビア	0.20
社債券		96.08
	内　アメリカ	78.68
	内　イギリス	3.06
	内　カナダ	2.14
	内　オランダ	1.89
	内　バミューダ	1.62
	内　その他	8.69
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2.93
合計(純資産総額)		100.00

*新株予約権付社債券は社債券に含まれます。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	NATERA INC 2.25 05/01/27	社債券	アメリカ	2.25	2027/5/1	1.18
2	BOOKING HOLDINGS INC 0.75 05/01/25	社債券	アメリカ	0.75	2025/5/1	1.09
3	PIONEER NATURAL RESOURCE 0.25 05/15/25	社債券	アメリカ	0.25	2025/5/15	0.99
4	MVA-COM TECH SOLUTIONS 0.25 03/15/26	社債券	アメリカ	0.25	2026/3/15	0.98
5	POST HOLDINGS INC 2.5 08/15/27	社債券	アメリカ	2.5	2027/8/15	0.98
6	STRIDE INC 1.125 09/01/27	社債券	アメリカ	1.125	2027/9/1	0.98
7	IMPINJ INC 1.125 05/15/27	社債券	アメリカ	1.125	2027/5/15	0.98
8	GUIDEWIRE SOFTWARE INC 1.25 03/15/25	社債券	アメリカ	1.25	2025/3/15	0.97
9	NORTHERN OIL & GAS INC 3.625 04/15/29	社債券	アメリカ	3.625	2029/4/15	0.95
10	DRAFTKINGS INC 03/15/28	社債券	アメリカ	－	2028/3/15	0.95

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2024年5月31日

年間収益率の推移（暦年ベース）

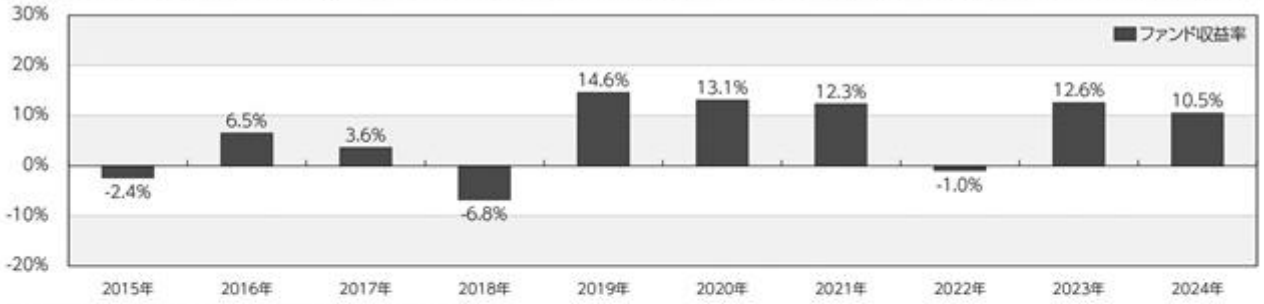

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時まで（2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。）にお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(8) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(9) 取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の

口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3)　解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時まで（2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。）に解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

(4)　解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5)　解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6)　信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。

(7)　信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。

(8)　ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における取引所の最終相場

公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2001年12月3日から無期限とします。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は2001年12月３日から2002年１月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更４.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④　関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

２．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

３．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　運用報告書

委託会社は、５月と11月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

https://www.am-one.co.jp/

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年11月11日から2024年5月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2023年11月10日現在	当期 2024年5月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,184,900	76,223,332
親投資信託受益証券	4,126,386,770	4,385,604,078
流動資産合計	4,174,571,670	4,461,827,410
資産合計	4,174,571,670	4,461,827,410
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,457,606	11,388,299
未払解約金	724,833	1,536,963
未払受託者報酬	381,913	396,581
未払委託者報酬	5,919,724	6,147,097
その他未払費用	12,551	13,030
流動負債合計	18,496,627	19,481,970
負債合計	18,496,627	19,481,970
純資産の部		
元本等		
元本	3,819,202,057	3,796,099,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	336,872,986	646,245,638
（分配準備積立金）	619,841,356	894,460,547
元本等合計	4,156,075,043	4,442,345,440
純資産合計	4,156,075,043	4,442,345,440
負債純資産合計	4,174,571,670	4,461,827,410

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年5月11日 至　2023年11月10日	当期 自　2023年11月11日 至　2024年5月10日
営業収益		
受取利息	280	4,799
有価証券売買等損益	422,153,436	419,217,308
営業収益合計	422,153,716	419,222,107
営業費用		
支払利息	11,166	2,030
受託者報酬	2,260,608	2,333,131
委託者報酬	35,040,176	36,164,088
その他費用	74,286	76,663
営業費用合計	37,386,236	38,575,912
営業利益又は営業損失（△）	384,767,480	380,646,195
経常利益又は経常損失（△）	384,767,480	380,646,195
当期純利益又は当期純損失（△）	384,767,480	380,646,195
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,651,628	1,977,140
期首剰余金又は期首欠損金（△）	26,560,525	336,872,986
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,879,106	16,912,928
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,879,106	16,912,928
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,264,657	17,579,859
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,264,657	17,579,859
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	69,417,840	68,629,472
期末剰余金又は期末欠損金（△）	336,872,986	646,245,638

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　2023年11月11日 至　2024年5月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 2023年11月10日現在	当期 2024年5月10日現在
１．　期首元本額	3,908,487,621円	3,819,202,057円
期中追加設定元本額	85,704,894円	146,460,771円
期中一部解約元本額	174,990,458円	169,563,026円
２．　受益権の総数	3,819,202,057口	3,796,099,802口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　2023年5月11日 至　2023年11月10日	当期 自　2023年11月11日 至　2024年5月10日
１．　分配金の計算過程	（自2023年5月11日　至2023年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,582,312円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（355,491,888円）及び分配準備積立金（627,363,990円）より分配対象収益は999,438,190円（1万口当たり2,560.11円）であり、うち11,711,627円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2023年6月13日　至2023年7月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,927,104円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（358,132,135円）及び分配準備積立金（628,040,489円）より分配対象収益は1,000,099,728円（1万口当たり2,565.96円）であり、うち11,692,683円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自2023年11月11日　至2023年12月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,291,017円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（362,406,484円）及び分配準備積立金（617,763,735円）より分配対象収益は990,461,236円（1万口当たり2,587.83円）であり、うち11,482,105円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2023年12月12日　至2024年1月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,042,201円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（363,216,959円）及び分配準備積立金（610,861,456円）より分配対象収益は988,120,616円（1万口当たり2,594.81円）であり、うち11,424,182円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

		（自2023年7月11日　至2023年8月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,848,794円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（354,924,411円）及び分配準備積立金（622,048,598円）より分配対象収益は991,821,803円（1万口当たり2,574.54円）であり、うち11,557,260円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2023年8月11日　至2023年9月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,194,377円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（354,675,012円）及び分配準備積立金（621,546,152円）より分配対象収益は992,415,541円（1万口当たり2,586.79円）であり、うち11,509,395円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2023年9月12日　至2023年10月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,058,726円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（354,917,358円）及び分配準備積立金（624,284,265円）より分配対象収益は988,260,349円（1万口当たり2,580.47円）であり、うち11,489,269円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自2024年1月11日　至2024年2月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,162,202円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（148,820,675円）、信託約款に規定される収益調整金（377,691,370円）及び分配準備積立金（607,543,328円）より分配対象収益は1,152,217,575円（1万口当たり3,000.08円）であり、うち11,521,859円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年2月14日　至2024年3月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,087,253円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（379,207,527円）及び分配準備積立金（753,925,119円）より分配対象収益は1,142,219,899円（1万口当たり2,994.02円）であり、うち11,444,996円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 （自2024年3月12日　至2024年4月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,104,319円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（56,360,003円）、信託約款に規定される収益調整金（377,298,864円）及び分配準備積立金（745,879,779円）より分配対象収益は1,196,642,965円（1万口当たり3,157.91円）であり、うち11,368,031円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	

	（自2023年10月11日　至2023年11月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,334,389円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（358,183,663円）及び分配準備積立金（615,964,573円）より分配対象収益は989,482,625円（1万口当たり2,590.80円）であり、うち11,457,606円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自2024年4月11日　至2024年5月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,048,187円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（83,855,430円）、信託約款に規定される収益調整金（381,474,940円）及び分配準備積立金（805,945,229円）より分配対象収益は1,287,323,786円（1万口当たり3,391.17円）であり、うち11,388,299円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
２．　委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 7,708,979円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 7,949,491円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　2023年5月11日 至　2023年11月10日	当期 自　2023年11月11日 至　2024年5月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年11月10日現在	当期 2024年5月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 2023年11月10日現在	当期 2024年5月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	107,720,093	106,565,626
合計	107,720,093	106,565,626

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2023年11月10日現在	当期 2024年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0882円 (10,882円)	1.1702円 (11,702円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2024年5月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド	607,904,312	4,385,604,078	
親投資信託受益証券　合計		607,904,312	4,385,604,078	
合計			4,385,604,078	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2024年5月10日現在
資産の部	
流動資産	
預金	107,274,701
コール・ローン	12,719,097
特殊債券	54,359,600
社債券	6,319,070,890
未収入金	109,856,534
未収利息	77,441,561
前払費用	1,434,298
流動資産合計	6,682,156,681
資産合計	6,682,156,681
負債の部	
流動負債	
未払金	61,948,940
流動負債合計	61,948,940
負債合計	61,948,940
純資産の部	
元本等	
元本	917,650,195
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,702,557,546
元本等合計	6,620,207,741
純資産合計	6,620,207,741
負債純資産合計	6,682,156,681

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2023年11月11日 至　2024年5月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年5月10日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	964,710,866円
同期中追加設定元本額	3,852,615円
同期中一部解約元本額	50,913,286円
元本の内訳	
ファンド名	
ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープンＡコース（為替ヘッジあり）	90,215,274円
ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープンＢコース（為替ヘッジなし）	219,530,609円
ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）	607,904,312円
計	917,650,195円
２．　受益権の総数	917,650,195口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2023年11月11日 至　2024年5月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月10日現在

１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	2024年5月10日現在 当期の損益に含まれた評価差額（円）
特殊債券	85,778
社債券	1,818,483
合計	1,904,261

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年1月31日から2024年5月10日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2024年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	7.2143円 (72,143円)

附属明細表
第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2024年5月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカ・ドル	CITGO PETROLEUM CORP 7.0 06/15/25	150,000.000	150,055.630	
		CITGO PETROLEUM CORP 8.375 01/15/29	58,000.000	60,184.680	
		ECOPETROL SA 5.875 05/28/45	121,000.000	88,500.620	

		PETROLEOS MEXICANOS 5.35 02/12/28	56,000.000	50,389.460	
	アメリカ・ドル　小計		385,000.000 (59,944,500)	349,130.390 (54,359,600)	
特殊債券　合計			59,944,500 (59,944,500)	54,359,600 (54,359,600)	
社債券	アメリカ・ドル	ABBVIE INC 3.2 11/21/29	80,000.000	73,124.690	
		ABC SUPPLY CO INC 4.0 01/15/28	50,000.000	46,728.020	
		ABN AMRO BANK NV 03/13/37	200,000.000	163,094.530	
		ADVANCE AUTO PARTS 3.5 03/15/32	68,000.000	57,639.750	
		ADVANCE AUTO PARTS 3.9 04/15/30	80,000.000	72,489.510	
		AES CORP/THE 5.45 06/01/28	83,000.000	82,257.740	
		AG ISSUER LLC 6.25 03/01/28	271,000.000	267,437.690	
		AIRBNB INC 03/15/26	100,000.000	91,602.110	
		AIRCASTLE LTD 6.5 07/18/28	37,000.000	37,665.270	
		ALBEMARLE CORP 4.65 06/01/27	88,000.000	86,149.490	
		ALCOA NEDERLAND HOLDING 7.125 03/15/31	200,000.000	205,276.000	
		ALIMENTATION COUCHE-TARD 5.267 02/12/34	33,000.000	32,498.040	
		ALLIANT HOLD / CO-ISSUER 6.75 04/15/28	80,000.000	80,479.200	
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO 7.875 02/15/31	47,000.000	47,238.990	
		ALLISON TRANSMISSION INC 3.75 01/30/31	56,000.000	48,679.620	
		ALLY FINANCIAL INC 6.7 02/14/33	92,000.000	92,374.880	
		AMC NETWORKS INC 4.25 02/15/29	58,000.000	40,836.110	
		AMER AIRLINE 16-3 AA PTT 3.0 10/15/28	216,939.050	197,848.810	
		AMERICAN AIRLINES INC 7.25 02/15/28	174,000.000	176,821.060	
		AMERICAN AIRLINES INC 8.5 05/15/29	46,000.000	48,435.790	
		AMERICAN TOWER CORP 2.95 01/15/25	183,000.000	179,658.460	
		AMGEN INC 5.507 03/02/26	48,000.000	47,995.770	
		ANTERO RESOURCES CORP 5.375 03/01/30	67,000.000	64,264.390	

		APACHE CORP 4.25 01/15/30	250,000.000	230,825.790	
		APACHE CORP 4.75 04/15/43	45,000.000	35,312.740	
		APACHE CORP 5.25 02/01/42	60,000.000	51,138.990	
		APOLLO GLOBAL MANAGEMENT 6.375 11/15/33	80,000.000	85,030.670	
		APPLE INC 3.25 02/23/26	175,000.000	170,097.980	
		ARCELORMITTAL SA 6.55 11/29/27	122,000.000	126,339.170	
		ARCH CAPITAL FINANCE LLC 4.011 12/15/26	84,000.000	81,253.200	
		ARES CAPITAL CORP 7.0 01/15/27	71,000.000	72,770.490	
		ASBURY AUTOMOTIVE GROUP 4.5 03/01/28	100,000.000	94,798.650	
		ASHTEAD CAPITAL INC 5.5 08/11/32	200,000.000	195,532.450	
		ASTON MARTIN CAPITAL HOL 10.0 03/31/29	200,000.000	197,381.400	
		ATHENE HOLDING LTD 5.875 01/15/34	108,000.000	107,489.460	
		ATI INC 7.25 08/15/30	62,000.000	64,408.730	
		ATLASSIAN CORPORATION 5.5 05/15/34	45,000.000	44,752.950	
		AUSGRID FINANCE PTY LTD 4.35 08/01/28	58,000.000	55,482.240	
		AUST & NZ BANKING GROUP 6.742 12/08/32	200,000.000	212,590.240	
		AVIATION CAPITAL GROUP 1.95 01/30/26	25,000.000	23,415.130	
		AXON ENTERPRISE INC 0.5 12/15/27	74,000.000	106,782.000	
		BACARDI LTD / MARTINI BV 5.25 01/15/29	37,000.000	36,425.260	
		BACARDI LTD 2.75 07/15/26	300,000.000	282,989.040	
		BAE SYSTEMS PLC 5.25 03/26/31	200,000.000	198,993.810	
		BALL CORP 6.875 03/15/28	59,000.000	60,218.520	
		BANK OF AMERICA CORP 4.0 01/22/25	95,000.000	93,882.370	
		BANK OZK 10/01/31	100,000.000	83,262.650	
		BAT CAPITAL CORP 7.75 10/19/32	79,000.000	89,321.930	
		BAYTEX ENERGY CORP 8.5 04/30/30	35,000.000	36,626.730	
		BELLRING BRANDS INC 7.0 03/15/30	45,000.000	46,078.920	

		BLACKROCK FUNDING INC 4.7 03/14/29	16,000.000	15,873.570	
		BLACKSTONE PRIVATE CRE 6.25 01/25/31	44,000.000	44,073.220	
		BLOCK INC 6.5 05/15/32	74,000.000	74,183.080	
		BLUE OWL FINANCE LLC 6.25 04/18/34	28,000.000	28,342.430	
		BNP PARIBAS 12/05/34	200,000.000	206,169.130	
		BOARDWALK PIPELINES LP 5.625 08/01/34	65,000.000	63,819.560	
		BOEING CO 5.04 05/01/27	135,000.000	132,162.820	
		BOEING CO 5.15 05/01/30	45,000.000	43,241.820	
		BOEING CO 6.528 05/01/34	25,000.000	25,531.710	
		BOMBARDIER INC 7.125 06/15/26	70,000.000	70,941.530	
		BOMBARDIER INC 7.5 02/01/29	42,000.000	43,460.420	
		BOOKING HOLDINGS INC 0.75 05/01/25	231,000.000	464,543.380	
		BOOZ ALLEN HAMILTON INC 5.95 08/04/33	47,000.000	48,169.400	
		BORR IHC LTD / BORR FIN 10.0 11/15/28	200,000.000	208,642.000	
		BOYD GAMING CORP 4.75 12/01/27	190,000.000	182,672.820	
		BRAND INDUSTRIAL SERVICE 10.375 08/01/30	67,000.000	72,621.340	
		BRITISH AIR 19-1 A PTT 3.35 06/15/29	211,008.910	195,646.820	
		BRITISH AIR 19-1 AA PTT 3.3 12/15/32	136,549.330	123,250.270	
		BRIXMOR OPERATING PART 5.5 02/15/34	47,000.000	45,792.910	
		BROWN & BROWN INC 2.375 03/15/31	78,000.000	63,979.640	
		CABOT CORP 5.0 06/30/32	60,000.000	58,486.470	
		CAESARS ENTERTAIN INC 7.0 02/15/30	62,000.000	63,144.790	
		CALPINE CORP 3.75 03/01/31	77,000.000	67,909.350	
		CALPINE CORP 5.0 02/01/31	206,000.000	192,022.860	
		CALPINE CORP 5.25 06/01/26	130,000.000	129,130.500	
		CARNIVAL CORP 4.0 08/01/28	75,000.000	69,322.460	
		CARNIVAL CORP 5.75 03/01/27	175,000.000	172,002.180	
		CARNIVAL CORP 6.65 01/15/28	150,000.000	148,133.500	

		CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.0 02/01/28	141,000.000	130,678.120	
		CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.125 05/01/27	180,000.000	171,374.640	
		CCO HLDGS LLC/CAP CORP 6.375 09/01/29	57,000.000	53,484.060	
		CDW LLC/CDW FINANCE 3.25 02/15/29	125,000.000	111,849.450	
		CELANESE US HOLDINGS LLC 6.165 07/15/27	128,000.000	129,686.280	
		CENOVUS ENERGY INC 2.65 01/15/32	50,000.000	41,180.550	
		CENOVUS ENERGY INC 5.4 06/15/47	108,000.000	99,159.080	
		CENTENE CORP 4.625 12/15/29	237,000.000	223,678.520	
		CF INDUSTRIES INC 4.5 12/01/26	86,000.000	83,731.950	
		CHARLES RIVER LABORATORI 3.75 03/15/29	50,000.000	45,254.220	
		CHENIERE ENERGY PARTNERS 3.25 01/31/32	55,000.000	46,739.610	
		CHESAPEAKE ESCROW ISSUER 5.5 02/01/26	91,000.000	90,042.720	
		CHESAPEAKE ESCROW ISSUER 5.875 02/01/29	106,000.000	104,917.440	
		CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 5.25 05/15/30	250,000.000	207,122.930	
		CHURCHILL DOWNS INC 4.75 01/15/28	190,000.000	180,625.340	
		CIT GROUP INC 6.125 03/09/28	156,000.000	159,628.000	
		CITIZENS FINANCIAL GROUP 01/23/30	43,000.000	42,785.830	
		CIVITAS RESOURCES INC 8.625 11/01/30	40,000.000	42,783.440	
		CIVITAS RESOURCES INC 8.75 07/01/31	55,000.000	58,734.110	
		CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO 7.875 04/01/30	42,000.000	41,784.370	
		CLOUD SOFTWARE GRP HOLDG 6.5 03/31/29	75,000.000	71,683.170	
		CLOUD SOFTWARE GRP INC 8.25 06/30/32	70,000.000	70,700.000	
		CNX RESOURCES CORP 2.25 05/01/26	22,000.000	41,596.700	
		COMMERCIAL METALS CO 4.375 03/15/32	32,000.000	28,456.060	
		COMSTOCK RESOURCES INC 6.75 03/01/29	86,000.000	82,711.030	

		CONNECT FINCO SARL/CONNE 6.75 10/01/26	91,000.000	88,945.280	
		CONSTELLATION EN GEN LLC 5.8 03/01/33	65,000.000	66,007.960	
		CONSTELLATION EN GEN LLC 6.25 10/01/39	120,000.000	123,871.120	
		CONTINENTAL RESOURCES 4.375 01/15/28	282,000.000	271,584.680	
		CORECIVIC INC 8.25 04/15/29	47,000.000	49,102.070	
		CRESCENT ENERGY FINANCE 7.625 04/01/32	35,000.000	35,480.360	
		CROWDSTRIKE HOLDINGS INC 3.0 02/15/29	51,000.000	45,104.810	
		CSC HOLDINGS LLC 11.75 01/31/29	200,000.000	170,613.420	
		CYBERARK SOFTWARE LTD 11/15/24	273,000.000	409,636.500	
		DANSKE BANK A/S 01/09/26	200,000.000	200,755.280	
		DAVITA INC 4.625 06/01/30	130,000.000	116,521.950	
		DELEK LOG PART/FINANCE 8.625 03/15/29	64,000.000	65,308.280	
		DELTA AIR LINES 2020-AA 2.0 06/10/28	256,984.400	231,778.560	
		DELTA AIR LINES INC 7.0 05/01/25	135,000.000	136,469.490	
		DELTA AIR LINES/SKYMILES 4.5 10/20/25	33,749.250	33,278.600	
		DEUTSCHE BANK NY 02/10/34	200,000.000	203,762.070	
		DIAMOND FRGN/DIAMOND FIN 8.5 10/01/30	23,000.000	24,298.740	
		DIAMONDBACK ENERGY INC 3.5 12/01/29	170,000.000	156,322.580	
		DICK'S SPORTING GOODS 3.15 01/15/32	75,000.000	62,969.880	
		DPL INC 4.125 07/01/25	135,000.000	132,182.320	
		DRAFTKINGS INC 03/15/28	492,000.000	418,446.000	
		DT MIDSTREAM INC 4.3 04/15/32	47,000.000	42,334.540	
		DTE ENERGY COMPANY 3.4 06/15/29	100,000.000	91,096.500	
		EMERALD DEBT MERGER 6.625 12/15/30	115,000.000	115,103.020	
		ENCINO ACQUISITION PARTN 8.75 05/01/31	29,000.000	29,899.170	
		ENEL FINANCE INTL NV 2.65 09/10/24	200,000.000	197,898.750	
		ENI SPA 5.5 05/15/34	200,000.000	199,210.000	

		ENTEGRIS ESCROW CORP 4.75 04/15/29	97,000.000	91,984.590	
		EQM MIDSTREAM PARTNERS L 5.5 07/15/28	65,000.000	63,803.260	
		EQM MIDSTREAM PARTNERS L 6.375 04/01/29	41,000.000	41,035.090	
		EQUIPMENTSHARE.COM INC 8.625 05/15/32	26,000.000	26,754.130	
		EQUIPMENTSHARE.COM INC 9.0 05/15/28	85,000.000	87,942.270	
		EQUIPMENTSHARE.COM INC 9.0 05/15/28	23,000.000	23,789.610	
		EVERARC ESCROW SARL 5.0 10/30/29	52,000.000	47,041.710	
		FIRSTENERGY CORP 3.9 07/15/27	90,000.000	85,659.190	
		FLUOR CORP 4.25 09/15/28	114,000.000	107,740.910	
		FMC CORP 5.15 05/18/26	42,000.000	41,676.950	
		FMC CORP 5.65 05/18/33	43,000.000	42,025.960	
		FMG RESOURCES AUG 2006 4.375 04/01/31	100,000.000	89,378.710	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC 4.0 11/13/30	400,000.000	354,322.900	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC 5.8 03/08/29	200,000.000	199,103.740	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC 7.35 11/04/27	200,000.000	208,685.920	
		FREEDOM MORTGAGE HOLD 9.25 02/01/29	21,000.000	21,303.740	
		FREEPORT-MCMORAN INC 4.125 03/01/28	93,000.000	88,589.960	
		FREEPORT-MCMORAN INC 5.4 11/14/34	91,000.000	89,078.100	
		FRONTIER COMMUNICATIONS 5.0 05/01/28	146,000.000	137,154.300	
		FRONTIER COMMUNICATIONS 5.875 10/15/27	68,000.000	66,214.790	
		GAP INC/THE 3.625 10/01/29	105,000.000	90,724.620	
		GARTNER INC 3.625 06/15/29	70,000.000	62,997.540	
		GENERAL MOTORS FINL CO 5.4 04/06/26	27,000.000	26,951.760	
		GENTING NY LLC/GENNY CAP 3.3 02/15/26	200,000.000	191,110.820	
		GEO GROUP INC/THE 8.625 04/15/29	64,000.000	65,244.540	
		GLENCORE FUNDING LLC 2.5 09/01/30	90,000.000	75,654.910	

		GLOBAL PAYMENTS INC 1.5 11/15/24	45,000.000	44,084.690	
		GLP CAPITAL LP / FIN II 4.0 01/15/30	47,000.000	42,571.250	
		GLP CAPITAL LP / FIN II 4.0 01/15/31	56,000.000	49,752.290	
		GLP CAPITAL LP / FIN II 5.75 06/01/28	102,000.000	101,835.650	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC 10/21/27	23,000.000	21,162.950	
		GOODMAN US FIN FIVE LLC 4.625 05/04/32	40,000.000	36,672.010	
		GOODMAN US FIN THREE 3.7 03/15/28	38,000.000	35,263.650	
		GRAY TELEVISION INC 7.0 05/15/27	50,000.000	44,858.890	
		GREENBRIER COS INC 2.875 04/15/28	193,000.000	217,559.250	
		GXO LOGISTICS INC 2.65 07/15/31	57,000.000	45,809.460	
		GXO LOGISTICS INC 6.5 05/06/34	41,000.000	41,695.560	
		H&E EQUIPMENT SERVICES 3.875 12/15/28	102,000.000	91,877.530	
		HAWAIIAN AIRLINES 13-1A 3.9 01/15/26	179,523.260	168,535.390	
		HAWAIIAN BRAND INTELLECT 5.75 01/20/26	50,987.000	47,921.390	
		HCA INC 3.5 09/01/30	85,000.000	76,136.090	
		HCA INC 5.5 06/01/33	46,000.000	45,456.980	
		HCA INC 7.69 06/15/25	136,000.000	138,618.120	
		HCI GROUP INC 4.75 06/01/42	136,000.000	196,520.000	
		HECLA MINING CO 7.25 02/15/28	131,000.000	132,032.910	
		HELMERICH & PAYNE INC 2.9 09/29/31	100,000.000	82,657.900	
		HERSHEY COMPANY 4.5 05/04/33	45,000.000	43,694.250	
		HERSHEY COMPANY 7.2 08/15/27	150,000.000	159,795.900	
		HILLENBRAND INC 3.75 03/01/31	49,000.000	42,069.700	
		HILTON DOMESTIC OPERATIN 4.875 01/15/30	134,000.000	127,309.630	
		HILTON GRAND VAC BOR ESC 6.625 01/15/32	54,000.000	53,964.300	
		HOME BANCSHARES INC 01/30/32	39,000.000	32,819.210	

		HORMEL FOODS CORP 4.8 03/30/27	181,000.000	180,287.160	
		HOWDEN UK REFINANCE / US 7.25 02/15/31	200,000.000	199,731.720	
		HP ENTERPRISE CO 5.9 10/01/24	89,000.000	89,035.740	
		HUB INTERNATIONAL LTD 7.25 06/15/30	64,000.000	65,823.360	
		HUGHES SATELLITE SYSTEMS 5.25 08/01/26	92,000.000	76,660.010	
		HUNT COS INC 5.25 04/15/29	46,000.000	41,981.310	
		HUNTINGTON INGALLS INDUS 4.2 05/01/30	139,000.000	129,413.540	
		IMPERIAL BRANDS FIN PLC 6.125 07/27/27	200,000.000	203,567.600	
		INGEVITY CORP 3.875 11/01/28	101,000.000	91,722.010	
		INTUIT INC 5.125 09/15/28	125,000.000	126,004.540	
		IQVIA INC 6.25 02/01/29	29,000.000	29,764.010	
		ITC HOLDINGS CORP 4.95 09/22/27	17,000.000	16,787.710	
		JACOBS ENGINEERING GROUP 5.9 03/01/33	75,000.000	74,611.320	
		JACOBS ENGINEERING GROUP 6.35 08/18/28	40,000.000	41,091.110	
		JANE STREET GRP/JSG FIN 7.125 04/30/31	59,000.000	60,080.340	
		JETBLUE 2019-1 CLASS A 2.95 05/15/28	32,684.290	29,076.100	
		JETBLUE 2019-1 CLASS B 8.0 11/15/27	11,597.040	11,800.930	
		JM SMUCKER CO 6.2 11/15/33	46,000.000	48,353.090	
		JPMORGAN CHASE & CO 05/01/28	110,000.000	104,598.640	
		KAISER ALUMINUM CORP 4.5 06/01/31	62,000.000	55,399.420	
		KINROSS GOLD CORP 6.25 07/15/33	74,000.000	76,103.080	
		KODIAK GAS SERVICES LLC 7.25 02/15/29	21,000.000	21,429.420	
		KRAFT HEINZ FOODS CO 3.875 05/15/27	220,000.000	212,641.940	
		LAS VEGAS SANDS CORP 3.5 08/18/26	190,000.000	181,096.060	
		LEAR CORP 3.8 09/15/27	41,000.000	39,175.710	
		LEGGETT & PLATT INC 4.4 03/15/29	56,000.000	51,342.680	

		LIFE TIME INC 5.75 01/15/26	115,000.000	114,530.440	
		LIFEPOINT HEALTH INC 11.0 10/15/30	50,000.000	54,940.850	
		LIFEPOINT HEALTH INC 9.875 08/15/30	46,000.000	48,996.160	
		LIVE NATION ENTERTAINMEN 2.0 02/15/25	398,000.000	422,492.170	
		LIVE NATION ENTERTAINMEN 4.875 11/01/24	110,000.000	109,512.120	
		LKQ CORP 6.25 06/15/33	56,000.000	57,423.920	
		LPL HOLDINGS INC 4.0 03/15/29	100,000.000	92,027.300	
		M/A-COM TECH SOLUTIONS 0.25 03/15/26	317,000.000	420,653.890	
		MACQUARIE AIRFINANCE HLD 6.5 03/26/31	31,000.000	31,564.350	
		MADISON IAQ LLC 4.125 06/30/28	96,000.000	88,695.970	
		MAGELLAN MIDSTREAM PARTN 3.95 03/01/50	103,000.000	75,384.860	
		MARATHON OIL CORP 5.7 04/01/34	57,000.000	56,037.790	
		MARRIOTT INTERNATIONAL 3.5 10/15/32	50,000.000	43,206.210	
		MARVELL TECHNOLOGY INC 5.95 09/15/33	44,000.000	45,168.520	
		MATADOR RESOURCES CO 5.875 09/15/26	233,000.000	232,712.450	
		MATADOR RESOURCES CO 6.5 04/15/32	45,000.000	45,092.200	
		MATADOR RESOURCES CO 6.875 04/15/28	26,000.000	26,410.480	
		MAUSER PACKAGING SOLUT 7.875 08/15/26	130,000.000	131,279.460	
		MCCORMICK & CO 4.95 04/15/33	51,000.000	49,692.760	
		MEG ENERGY CORP 5.875 02/01/29	91,000.000	88,842.400	
		MEG ENERGY CORP 7.125 02/01/27	38,000.000	38,467.620	
		MGM RESORTS INTL 5.5 04/15/27	150,000.000	147,771.820	
		MICRON TECHNOLOGY INC 5.3 01/15/31	26,000.000	25,864.580	
		MIDDLEBY CORP 1.0 09/01/25	168,000.000	194,544.000	
		MIDWEST GAMING BORROWER 4.875 05/01/29	119,000.000	109,792.370	

		MINERAL RESOURCES LTD 8.5 05/01/30	75,000.000	77,908.270	
		MIRABELA NICKEL 144-A 1%	1,278.480	0.120	
		MOLINA HEALTHCARE INC 3.875 11/15/30	155,000.000	136,929.170	
		MONONGAHELA POWER CO 3.55 05/15/27	173,000.000	164,812.820	
		MORGAN STANLEY 3.125 07/27/26	175,000.000	167,383.360	
		MOTOROLA SOLUTIONS INC 4.6 02/23/28	59,000.000	57,786.280	
		MOZART DEBT MERGER SUB 3.875 04/01/29	125,000.000	114,090.600	
		MSCI INC 3.25 08/15/33	22,000.000	18,010.850	
		MSCI INC 3.625 11/01/31	195,000.000	168,769.510	
		MURPHY OIL CORP 5.875 12/01/27	29,000.000	28,988.660	
		MURPHY OIL CORP 6.375 07/15/28	28,000.000	28,202.960	
		MURPHY OIL USA INC 4.75 09/15/29	94,000.000	88,157.480	
		NATERA INC 2.25 05/01/27	172,000.000	437,482.000	
		NATIONAL FUEL GAS CO 5.5 10/01/26	80,000.000	79,865.550	
		NAVIENT CORP 5.5 03/15/29	58,000.000	52,961.070	
		NETAPP INC 2.7 06/22/30	20,000.000	17,245.260	
		NETFLIX INC 4.875 04/15/28	168,000.000	166,757.520	
		NETFLIX INC 5.375 11/15/29	91,000.000	91,856.490	
		NETFLIX INC 5.875 11/15/28	109,000.000	112,379.600	
		NEUBERGER BERMAN GRP/FIN 4.5 03/15/27	100,000.000	96,542.660	
		NEWELL BRANDS INC 4.2 04/01/26	125,000.000	123,835.360	
		NEWMARK GROUP INC 7.5 01/12/29	24,000.000	24,548.280	
		NEWS CORP 3.875 05/15/29	64,000.000	58,497.570	
		NEXSTAR ESCROW INC 5.625 07/15/27	96,000.000	91,644.650	
		NEXSTAR MEDIA INC 4.75 11/01/28	50,000.000	45,309.910	
		NEXTERA ENERGY CAPITAL 6.051 03/01/25	43,000.000	43,105.720	
		NGPL PIPECO LLC 3.25 07/15/31	75,000.000	63,278.750	
		NGPL PIPECO LLC 4.875 08/15/27	122,000.000	118,741.890	

		NMI HOLDINGS 6.0 08/15/29	36,000.000	35,623.800	
		NORTHERN OIL & GAS INC 3.625 04/15/29	331,000.000	409,794.550	
		NORTONLIFELOCK INC 6.75 09/30/27	42,000.000	42,335.180	
		NRG ENERGY INC 5.75 01/15/28	44,000.000	43,503.370	
		NSG HOLDINGS LLC/NSG HLD 7.75 12/15/25	8,238.070	8,225.170	
		OCCIDENTAL PETROLEUM COR 6.125 01/01/31	179,000.000	183,245.040	
		OCCIDENTAL PETROLEUM COR 6.625 09/01/30	36,000.000	37,696.630	
		OCEANEERING INTL INC 6.0 02/01/28	82,000.000	81,222.360	
		OCI NV 6.7 03/16/33	200,000.000	196,523.840	
		OLD REPUBLIC INTL CORP 5.75 03/28/34	28,000.000	27,815.060	
		OLIN CORP 5.0 02/01/30	51,000.000	48,048.250	
		OLIN CORP 5.125 09/15/27	18,000.000	17,508.670	
		ON SEMICONDUCTOR CORP 3.875 09/01/28	98,000.000	89,861.230	
		ONEMAIN FINANCE CORP 7.5 05/15/31	40,000.000	40,214.800	
		ONEOK INC 6.05 09/01/33	64,000.000	65,806.480	
		OVINTIV INC 5.15 11/15/41	23,000.000	20,325.300	
		OVINTIV INC 6.5 02/01/38	79,000.000	80,885.540	
		OWENS-BROCKWAY 7.25 05/15/31	41,000.000	41,307.500	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC 4.95 06/08/25	85,000.000	84,341.690	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC 6.15 01/15/33	135,000.000	137,203.640	
		PANTHER ESCROW ISSUER 7.125 06/01/31	52,000.000	52,835.460	
		PARSONS CORP 0.25 08/15/25	60,000.000	102,592.500	
		PARTNERRE FINANCE B LLC 3.7 07/02/29	138,000.000	129,601.680	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC 3.95 02/01/28	170,000.000	159,016.490	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC 7.15 10/01/33	48,000.000	50,703.560	
		PENNSYLVANIA ELECTRIC CO 3.25 03/15/28	66,000.000	61,359.880	
		PENNYMAC FIN SVCS INC 7.875 12/15/29	48,000.000	49,481.420	

		PFIZER INVESTMENT ENTER 4.65 05/19/30	56,000.000	54,893.480	
		PG&E CORP 5.0 07/01/28	59,000.000	56,856.510	
		PG&E CORP 5.25 07/01/30	47,000.000	44,829.160	
		PHILIP MORRIS INTL INC 5.125 02/13/31	36,000.000	35,587.760	
		PHILLIPS 66 4.95 12/01/27	111,000.000	110,453.680	
		PIONEER NATURAL RESOURCE 0.25 05/15/25	143,000.000	428,892.750	
		POLARIS INC 6.95 03/15/29	70,000.000	73,911.510	
		POST HOLDINGS INC 2.5 08/15/27	378,000.000	423,171.000	
		PTC INC 3.625 02/15/25	92,000.000	90,786.070	
		PTC INC 4.0 02/15/28	47,000.000	44,028.110	
		PUBLIC SERVICE ENTERPRIS 5.85 11/15/27	60,000.000	61,162.890	
		PULTE GROUP INC 6.375 05/15/33	48,000.000	50,304.190	
		QORVO INC 4.375 10/15/29	99,000.000	92,060.050	
		RANGE RESOURCES CORP 4.875 05/15/25	191,000.000	189,598.550	
		RAYONIER LP 2.75 05/17/31	100,000.000	82,254.110	
		RAYTHEON TECH CORP 5.15 02/27/33	43,000.000	42,362.980	
		RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP 4.125 11/16/28	89,000.000	85,488.500	
		REGAL REXNORD CORP 6.4 04/15/33	65,000.000	66,730.100	
		REGENCY CENTERS L.P. 5.25 01/15/34	28,000.000	27,257.290	
		RENAISSANCERE FINANCE 3.7 04/01/25	215,000.000	211,257.300	
		RENAISSANCERE HOLDINGS L 5.75 06/05/33	92,000.000	91,495.980	
		RETAIL OPPORTUNITY IN 6.75 10/15/28	46,000.000	47,370.400	
		ROBLOX CORP 3.875 05/01/30	146,000.000	127,630.210	
		ROLLER BEARING CO OF AME 4.375 10/15/29	94,000.000	85,768.690	
		ROPER TECHNOLOGIES INC 4.2 09/15/28	89,000.000	85,941.050	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6.0 08/15/25	162,000.000	469,050.740	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6.25 03/15/32	43,000.000	42,866.340	

		ROYAL CARIBBEAN CRUISES 7.5 10/15/27	90,000.000	94,343.580	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES 9.25 01/15/29	85,000.000	90,826.490	
		SABINE PASS LIQUEFACTION 4.5 05/15/30	92,000.000	87,792.720	
		SCIH SALT HOLDINGS INC 4.875 05/01/28	100,000.000	94,016.780	
		SEAGATE HDD CAYMAN 8.25 12/15/29	18,000.000	19,186.660	
		SEAWORLD PARKS & ENTERTA 5.25 08/15/29	95,000.000	88,650.730	
		SM ENERGY CO 5.625 06/01/25	65,000.000	64,816.740	
		SM ENERGY CO 6.625 01/15/27	204,000.000	204,558.730	
		SM ENERGY CO 6.75 09/15/26	42,000.000	42,148.130	
		SMYRNA READY MIX CONCRET 6.0 11/01/28	95,000.000	92,589.730	
		SOLVENTUM CORP 5.45 03/13/31	55,000.000	54,217.510	
		SOLVENTUM CORP 5.6 03/23/34	34,000.000	33,356.050	
		SOUTHWEST GAS CORP 4.05 03/15/32	46,000.000	41,628.640	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO 5.375 03/15/30	66,000.000	63,725.340	
		SPIRIT AEROSYSTEMS INC 9.75 11/15/30	50,000.000	55,356.100	
		SPRINT CAPITAL CORP 6.875 11/15/28	192,000.000	202,958.940	
		SPRINT CAPITAL CORP 8.75 03/15/32	50,000.000	59,891.850	
		SPRINT CORP 7.625 03/01/26	165,000.000	169,878.220	
		STANDARD CHARTERED PLC 01/11/35	200,000.000	203,448.380	
		STAPLES INC 7.5 04/15/26	45,000.000	44,191.480	
		STAR PARENT INC 9.0 10/01/30	35,000.000	37,133.600	
		STEEL DYNAMICS INC 3.45 04/15/30	49,000.000	44,439.410	
		STENA INTERNATIONAL SA 7.25 01/15/31	200,000.000	202,067.800	
		STRIDE INC 1.125 09/01/27	244,000.000	354,532.000	
		SUMMIT MATERIALS LLC/FIN 7.25 01/15/31	32,000.000	33,180.020	

		SUNCOR ENERGY INC 7.15 02/01/32	101,000.000	110,748.130	
		SURGERY CENTER HOLDINGS 7.25 04/15/32	46,000.000	46,324.020	
		SVB FINANCIAL GROUP 11/15/26	155,000.000	2,708.020	
		SWISS RE SUB FIN PLC 04/05/35	200,000.000	197,232.080	
		SYNCHRONY FINANCIAL 7.25 02/02/33	84,000.000	84,136.080	
		SYSTEM ENERGY RESOURCES 6.0 04/15/28	105,000.000	106,694.690	
		TALEN ENERGY SUPPLY LLC 8.625 06/01/30	51,000.000	54,396.490	
		TECK RESOURCES LIMITED 3.9 07/15/30	102,000.000	93,762.110	
		TENET HEALTHCARE CORP 4.25 06/01/29	48,000.000	44,505.250	
		TENET HEALTHCARE CORP 6.75 05/15/31	52,000.000	52,741.520	
		TENNECO INC 8.0 11/17/28	50,000.000	47,111.830	
		TEVA PHARMACEUTICALS NE 3.15 10/01/26	39,000.000	36,420.700	
		TIFFANY & CO 4.9 10/01/44	75,000.000	69,393.380	
		TOLL BROS FINANCE CORP 4.35 02/15/28	45,000.000	43,413.060	
		TOLL BROS FINANCE CORP 4.875 03/15/27	85,000.000	83,637.470	
		TOTALENERGIES CAPITAL SA 5.15 04/05/34	46,000.000	46,112.270	
		TRANSCANADA PIPELINES 03/09/26	192,000.000	192,163.010	
		TRANSDIGM INC 4.625 01/15/29	100,000.000	92,729.000	
		TRANSDIGM INC 5.5 11/15/27	175,000.000	170,534.720	
		TRANSOCEAN INC 8.25 05/15/29	22,000.000	22,065.810	
		TRANSOCEAN INC 8.5 05/15/31	31,000.000	31,091.890	
		TRANSOCEAN INC 8.75 02/15/30	112,500.000	117,817.870	
		TRIMBLE INC 4.75 12/01/24	181,000.000	179,887.980	
		TRIMBLE INC 6.1 03/15/33	65,000.000	66,898.770	
		TRUIST FINANCIAL CORP 01/24/35	23,000.000	22,796.220	
		TRUIST FINANCIAL CORP 10/30/29	120,000.000	127,362.480	

		TWILIO INC 3.625 03/15/29	30,000.000	26,711.470	
		TWILIO INC 3.875 03/15/31	29,000.000	25,157.590	
		UBER TECHNOLOGIES INC 12/15/25	201,000.000	212,155.500	
		UBS GROUP AG 01/12/29	250,000.000	235,612.220	
		UNITED AIR 2020-1 A PTT 5.875 10/15/27	233,606.330	234,751.990	
		UNITED AIR 2023-1 A PTT 5.8 07/15/36	55,000.000	55,476.080	
		UNITED AIRLINES INC 4.375 04/15/26	70,000.000	67,491.400	
		UNITED AIRLINES INC 4.625 04/15/29	28,000.000	25,949.140	
		UNITED STATES STEEL CORP 6.875 03/01/29	97,000.000	97,247.820	
		UNITEDHEALTH GROUP INC 3.7 12/15/25	210,000.000	205,274.020	
		UNIVISION COMMUNICATIONS 4.5 05/01/29	100,000.000	88,587.280	
		US BANCORP 01/23/30	43,000.000	42,913.140	
		USA COM PART/USA COM FIN 6.875 09/01/27	115,000.000	115,296.470	
		USA COM PART/USA COM FIN 7.125 03/15/29	35,000.000	35,370.560	
		VALARIS LTD 8.375 04/30/30	60,000.000	62,392.980	
		VENTURE GLOBAL CALCASIEU 3.875 08/15/29	47,000.000	42,440.390	
		VENTURE GLOBAL LNG INC 8.125 06/01/28	27,000.000	27,710.960	
		VENTURE GLOBAL LNG INC 8.375 06/01/31	50,000.000	51,918.050	
		VENTURE GLOBAL LNG INC 9.5 02/01/29	49,000.000	53,076.190	
		VERISIGN INC 2.7 06/15/31	53,000.000	43,866.380	
		VERISIGN INC 4.75 07/15/27	82,000.000	80,194.320	
		VICI PROPERTIES / NOTE 4.5 09/01/26	145,000.000	140,861.970	
		VICI PROPERTIES / NOTE 4.625 12/01/29	90,000.000	84,806.730	
		VIPER ENERGY PARTNERS LP 7.375 11/01/31	31,000.000	32,214.980	
		VIRGIN MEDIA SECURED FIN 5.5 05/15/29	200,000.000	182,898.320	
		VISTRA OPERATIONS CO LLC 5.125 05/13/25	300,000.000	296,617.500	

		VITAL ENERGY INC 7.875 04/15/32	53,000.000	54,025.080	
		VITAL ENERGY INC 9.75 10/15/30	24,000.000	26,435.040	
		WABTEC CORP 3.45 11/15/26	169,000.000	161,404.240	
		WAND NEWCO 3 INC 7.625 01/30/32	66,000.000	67,952.140	
		WARNERMEDIA HOLDINGS INC 6.412 03/15/26	125,000.000	125,000.330	
		WARRIOR MET COAL INC 7.875 12/01/28	45,000.000	45,639.000	
		WEATHERFORD INTERNATIONA 8.625 04/30/30	104,000.000	108,494.140	
		WEBSTER FINANCIAL CORP 4.1 03/25/29	96,000.000	88,297.370	
		WESTERN ALLIANCE BANCORP 06/15/31	77,000.000	66,696.710	
		WESTERN DIGITAL CORP 3.1 02/01/32	56,000.000	45,038.520	
		WESTERN MIDSTREAM OPERAT 4.05 02/01/30	140,000.000	130,124.090	
		WESTERN MIDSTREAM OPERAT 6.35 01/15/29	42,000.000	43,390.870	
		WILLIAMS COMPANIES INC 5.65 03/15/33	92,000.000	92,733.220	
		WINDSOR HOLDINGS III LLC 8.5 06/15/30	52,000.000	55,078.340	
		WMG ACQUISITION CORP 3.75 12/01/29	77,000.000	68,967.340	
		XPO INC 7.125 02/01/32	38,000.000	38,862.410	
		ZF NA CAPITAL 6.875 04/14/28	150,000.000	153,182.850	
		ZOETIS INC 5.4 11/14/25	20,000.000	20,030.950	
	アメリカ・ドル　小計		40,142,645.410 (6,250,209,890)	40,584,912.590 (6,319,070,890)	
社債券　合計			6,250,209,890.337 (6,250,209,890)	6,319,070,890 (6,319,070,890)	
合計				6,373,430,490 (6,373,430,490)	

（注）

1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	特殊債券　4銘柄	0.82	100.00
	社債券　410銘柄	95.45	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年5月31日現在

Ⅰ　資産総額	4,448,224,669円
Ⅱ　負債総額	4,799,908円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,443,424,761円
Ⅳ　発行済数量	3,787,001,811口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1733円

（参考）

ＬＡ　ＵＳインカムマザーファンド

2024年5月31日現在

Ⅰ　資産総額	6,645,478,727円
Ⅱ　負債総額	6,426,340円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,639,052,387円
Ⅳ　発行済数量	916,823,760口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.2414円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年5月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 （普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株 （普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年5月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年5月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,547,723,749,150
追加型株式投資信託	777	16,661,185,577,328
単位型公社債投資信託	21	34,553,955,694
単位型株式投資信託	198	1,066,255,275,490
合計	1,022	19,309,718,557,662

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）		第39期 （2024年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		33,770		41,183
金銭の信託		29,184		28,143
未収委託者報酬		16,279		19,018
未収運用受託報酬		3,307		3,577
未収投資助言報酬		283		315
未収収益		15		6
前払費用		1,129		1,510
その他		2,377		2,088
流動資産計		86,346		95,843
固定資産				
有形固定資産		1,127		1,093
建物	※1	1,001	※1	918
器具備品	※1	118	※1	130
リース資産	※1	7	※1	5
建設仮勘定		-		39
無形固定資産		5,021		4,495
ソフトウエア		3,367		2,951
ソフトウエア仮勘定		1,651		1,543
電話加入権		2		0
投資その他の資産		9,768		8,935
投資有価証券		182		184
関係会社株式		5,810		4,447
長期差入保証金		775		768
繰延税金資産		2,895		3,406
その他		104		128
固定資産計		15,918		14,524
資産合計		102,265		110,368

（単位：百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1　2,400		※1　899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		―	
特別利益計		4		―
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		―	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	―		※2　231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	**当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。** **(1) 委託者報酬** **委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。** **(2) 運用受託報酬** **運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回又は２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。** **(3) 投資助言報酬** **投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回又は４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。** **(4) 成功報酬** **成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。**

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

（損益計算書関係）

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	―	―	24,490
A種種類株式	15,510	―	―	15,510
合計	40,000	―	―	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）金銭の信託	29,184	29,184	－
（2）投資有価証券			
その他有価証券	1	1	－
資産計	29,186	29,186	－

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）金銭の信託	28,143	28,143	－
（2）投資有価証券			
その他有価証券	1	1	－
資産計	28,145	28,145	－

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
（1）現金・預金	33,770	－	－	－
（2）金銭の信託	29,184	－	－	－
（3）未収委託者報酬	16,279	－	－	－
（4）未収運用受託報酬	3,307	－	－	－
（5）投資有価証券				
その他有価証券(投資信託)	－	1	－	－
合計	82,540	1	－	－

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
（1）現金・預金	41,183	－	－	－
（2）金銭の信託	28,143	－	－	－
（3）未収委託者報酬	19,018	－	－	－
（4）未収運用受託報酬	3,577	－	－	－
（5）投資有価証券				
その他有価証券(投資信託)	－	1	－	－
合計	91,923	1	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）金銭の信託	－	29,184	－	29,184
（2）投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	29,186	－	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）金銭の信託	－	28,143	－	28,143
（2）投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	28,145	－	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期（2023年3月31日現在）	第39期（2024年3月31日現在）
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2．その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第38期（2023年3月31日現在）	第39期（2024年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産	（百万円）	（百万円）
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	―	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	―	―
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224百万円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b.負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

	第38期（2023年3月31日現在）	第39期（2024年3月31日現在）
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

（2）損益計算書項目

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
（注）営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1．収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	7,474	未払手数料	1,579
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	13,932	未払手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2023年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名　　称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行（※1）	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社千葉興業銀行（※1）	62,120	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	（※2）19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東海東京証券株式会社	6,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2023年3月末日現在

（※1）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

（※2）2022年12月31日現在

(3) 投資顧問会社

名称	ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー
資本金の額	非公開
事業の内容	投資会社の有価証券の引受けまたは販売、個人・組合・法人および投資会社を含むその他主体に対する投資にかかわるアドバイスの提供を含む投資顧問または運用業務、ブローカーまたはディーラーとしてのあらゆる種類の有価証券の売買、投資会社に加え一般会社の有価証券の引受けまたは販売、およびこれらの業務に付随する総ての活動などに加え、それらに限られない、一般有価証券業務に従事するものとします。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドにおいて、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

・委託会社の金融商品取引業者登録番号

・詳細情報の入手方法

①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

・目論見書の使用開始日

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２３日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 谷 川 敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲 葉 宏 和

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年3月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年7月１２日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　森　重　　俊　寛

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）の２０２３年１１月１１日から２０２４年５月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭ　ＵＳインカムオープン毎月決算コース（為替ヘッジなし）の２０２４年５月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。